

凡例 時=日時 所=場所 容=内容 対=対象 条=条件 員=定員 数=数量 額=支給・助成額など 料=料金  
募=募集期間・方法 受=受付 持=持参するもの 問=問い合わせ先

# 情報ひろば 12月



## 高齢社会課からのお知らせ

問 駅南庁舎高齢社会課

TEL 0857-20-3453

各総合支所市民福祉課 (P.14ページ)

### 【応急軽度家事援助事業】

容 ひとり暮らしの高齢者などが、本人または介護者のケガや病気などによって一時的な生活支援が必要な場合、家事援助員を派遣 対 市民税非課税の概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者など ※本年度は対象者が変更になっています。料 30分あたり80円 (1カ月11時間以内)

### 【生活管理指導短期宿泊サービス】

容 養護老人ホームに宿泊し、生活習慣などの指導、体調の調整を図るサービスが受けられる ▼利用施設：養護老人ホーム鳥取市なごみ苑(的場二丁目1) ▼利用日数：年21日まで 対 生活機能の低下が認められ、要介護・要支援の状態になるおそれのある

高齢者(要介護・要支援認定者は除く)で、家事などの基本的な生活習慣が十分でない人(家族介護者の心身のリフレッシュのための利用も可)

料 基本708円/日(1泊2日は2日間と計算)、朝食380円、昼食・夕食各500円

### 【虐待高齢者保護サービス】

容 虐待の被害を受け、加害者から離れた方がよい高齢者を、施設で一時的(原則3カ月)に保護 対 生命に危機が認められる虐待の被害者で、他に頼るべき親族などがいないと認められる高齢者 料 ▼基本料：3カ月間は無料、それ以降は708円/日 ▼食事料：3カ月間は、朝食190円/食、昼・夕食各250円/食、それ以降は朝食380円/食、昼・夕食各500円/食

### 除雪応援隊の派遣

容 ひとり暮らしの高齢者などで除雪が困難で外出ができない世帯の孤立化を防ぐため、地域における除雪体制を整うまでの間、市職員で編成した除雪応援隊を派遣 対 ①災害時要援護者支援制度に登録されている世帯 ②災害時要援護者に準ずる人として認められる世帯 条 積雪量が50センチ以上であり、本人や家庭、地域で除雪できない場合に玄関から公道まで ※駐車場の除雪や屋根の雪下ろしなどは行いません。 募 電話にて問い合わせ先まで

※受付時間：平日の8:30～15:00

※除雪実施は、申込日の翌日以降の平日(午前中)とします。

※積雪前の事前予約は行いません。

問 駅南庁舎高齢社会課

TEL 0857-20-3451

駅南庁舎障がい福祉課

TEL 0857-20-3474

各総合支所市民福祉課 (P.14ページ)

### 家族介護者の集い「スマイル・スマイル」

時 12月19日(水) 10:00～12:00  
所 駅南庁舎 地下 第二会議室(富安二丁目) 対 家族介護者または介護に関心のある人 容 工作「クリスマスキャンドル作り」 ▼講師：鳥取市こども科学館職員 料 500円(材料費)

募 12月14日(金)まで

問 スマイル・スマイル事務局

TEL 0857-20-3456

## お知らせ

### 平成25年鳥取市成人式

時 平成25年1月3日(木) 14:00～(受付開始13:00) 所 とりぎん文化会館 梨花ホール 対 平成4年4月2日～平成5年4月1日に生まれた人(11月1日現在で本市に住所がある人に案内状を送付いたしますが、なくても入場できます。)

※会場周辺道路は大変混雑しますの

で、公共交通機関を利用し余裕をもって会場ください。

※当日の式典、イベントの運営などのボランティアを募集しています。詳しくは、問い合わせ先まで。

問 生涯学習課

TEL 0857-20-3363

### 新年市民合同祝賀会

時 平成25年1月4日(金) 12:00～13:30 所 ホテルニューオータニ鳥取(今町二丁目) 料 1500円(申し込み時に支払い) 募 12月3日(月)～14日(金)の間に、本庁舎・駅南庁舎総合案内、本庁舎総務課、各総合支所地域振興課のいずれかまで 問 本庁舎総務課

TEL 0857-20-3102

### 平成24年度「因州和紙フェア」

時 平成25年1月5日(土) 12:00～17:00

所 県民体育館メインアリーナ(コカ・コーラウエストスポーツパーク)

容 紙漉き体験、干支折り紙体験、シルクスクリーン版画体験、第8回因州和紙新春書初め大会、出前講座「書を楽しまう!」、高校生による書道パフォーマンスなど 料 入場・体験は無料、書初め大会は500円

問 因州和紙フェア実行委員会事務局(鳥取市南商工会内)

TEL 0858-85-1160

## 社会保険料(国民年金 保険料)控除証明書 ～年末調整や確定申告に～



### 1. 国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市民税などの社会保険料控除の対象になります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

### 2. 毎年11月初旬に送付

1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、日本年金機構から11月初旬に送付されています。

証明内容は、本年1月から10月1日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

納付忘れがある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。

### 3. 2月初旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日以降に本年初めて保険料を納付される人については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されます。

### 4. 扶養家族分も納付した場合

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した人の所得税などの控除対象となりますので、このような場合は、年末調整などの手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合は、ご家族分の証明書も申告する人の申告書に添付する必要があります。

### 5. 過去の滞納分を納付した場合

社会保険料控除の対象は、今年中に支払った保険料のため、今から年末までに支払う保険料も控除の対象になります。

また、過去に滞納や免除期間がある人も、年末までに保険料を支払えば、所得控除を受けることが可能です。  
※税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方です。そのためにも保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。

問 鳥取年金事務所 ☎ 0857-27-8311

## 家屋の取り壊し・用途変更

固定資産税は、毎年1月1日を基準日として課税されます。12月31日までに家屋の全部または一部を取り壊した場合、または事務所・店舗・倉庫から住宅に変わったなど家屋の用途を変更した場合は、税額が変更される場合がありますので、早急に下記へご連絡ください。

問 駅南庁舎固定資産税課 ☎ 0857-20-3424

## 消防出初め式

時 平成25年1月13日(日) 9:00～11:30

所 鳥取西高グラウンド、久松公園お堀端 容 一斉放水、はしご登り、まといと古式ポンプ操法など

※当日は、お堀端周辺で交通規制を行いますので、ご協力をお願いします。

問 本庁舎危機管理課

☎ 0857-20-3118

## 年末の交通安全県民運動 12月11日(火)～20日(木)

ゆとり回廊 ゆとり笑顔 防ぐ事故

【運動の重点】

- 高齢者と子どもの交通事故防止
- 飲酒運転の根絶
- 反射材の使用と前照灯の早期点灯による交通事故防止
- チャイルドシートとすべての座席のシートベルトの着用の徹底

問 本庁舎協働推進課

☎ 0857-20-3182

## 第3回鳥取市新春健康マラソン

時 平成25年1月3日(木) 10:00～

所 コカ・コーラウエストスポーツパーク 容 コース: コカ・コーラウエストスポーツパーク陸上競技場を発着点とする公園内周遊コース ①ファミリー…1歳、②1・5歳、③3歳、④

5歳 ※小学生は①または②、幼児は①のみ(保護者同伴) 料 無料 受当日9:00から会場にて

※雨天および積雪により、中止となる場合があります。当日の問い合わせは、8:00以降に市役所(☎ 0857-22-8111)まで

問 第二庁舎体育課

☎ 0857-20-3371

## 小学生スポーツ全国大会出場補助金

対 平成24年4月1日～平成25年3月31日の間に、日本体育協会加盟団体などが主催する全国大会に選手として出場または出場予定の児童およびその指導者 額 1人当たり1年につき50

00円を限度(募 12月3日(月)～25日(火)) ※詳しい対象要件・申請方法などは問い合わせ先まで

問 第二庁舎体育課

☎ 0857-20-3371

## 年末年始列車ダイヤのお知らせ

12月31日(月)～平成25年1月3日(木)までは曜日に関わらず、米子支社管内すべて土・休日ダイヤで運転します。平日ダイヤとは運転時刻などが異なるので、ご利用の際にはご注意ください。

問 西日本旅客鉄道株式会社米子支社 輸送課

☎ 0859-32-8057